

(裏)

1 早期に手続を終結させたい方へ（仮納付制度）

- (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第51条の4第9項の規定による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
- (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、道路交通法第51条の4第10項の規定により下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ、仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
- (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと認めた場合は、道路交通法第51条の4第12項の規定により仮納付した放置違反金に相当する金額は返還されます。

2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所

- (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出期限と同じ日（表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日）です。期限を経過した後は、仮納付できません。
- (2) 仮納付の場所は、兵庫県指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関です。
- (3) 仮納付するときは、同封の放置違反金納付書を使用し、(2)の金融機関窓口で納めてください。なお、分納はできません。
- (4) 公示による納付命令の場所
兵庫県公安委員会の掲示板（神戸市中央区下山手通5丁目4番1号所在）
- (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を(4)の掲示板に表示することにより行います。

照 会 先

様式第 3 号（第 4 条関係）

弁明通知公示送達書

道路交通法第51条の4第7項の規定に基づき、下記のとおり道路交通法第51条の4第6項に規定する弁明の機会の付与をそれぞれ3の表左欄に掲げる者に対して行いますので通知します。

なお、同項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書及び放置違反金納付書は、兵庫県警察本部に保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

年 月 日

兵庫県公安委員会
委員長

記

1 弁明書の提出先

2 弁明書の提出期限

年 月 日まで

3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁明の件名
	放置違反金の納付命令に関する件（第 号）

注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときは、当該通知の到達があったものとみなされます。

様式第 4 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

仮納付金返還通知書

殿

兵庫県公安委員会 印

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった放置違反金の納付命令に関する件（第号）については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第51条の4第12項の規定により通知します。下記の金額を返還しますので申し出てください。

記

理 由	
金 額	円

照 会 先